

## <注意事項>

本件には農地が含まれるので、入札するにあたり、  
農業委員会の買受適格証明書が必要になります。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月 7日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 久保田 典 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 9月30日から 令和 8年10月 7日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年10月14日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年12月 2日 午前 9時50分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 8年10月21日 午前 9時00分から 令和 8年10月21日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 7月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- |    |   |   |            |
|----|---|---|------------|
| ☆2 | 所 | 在 | 田原市亀山町稲場   |
|    | 地 | 番 | 138番       |
|    | 地 | 目 | 畑          |
|    | 地 | 積 | 2621平方メートル |
| 7  | 所 | 在 | 田原市亀山町稲場   |
|    | 地 | 番 | 140番1      |
|    | 地 | 目 | 原野         |
|    | 地 | 積 | 231平方メートル  |
| 8  | 所 | 在 | 田原市亀山町稲場   |
|    | 地 | 番 | 141番1      |
|    | 地 | 目 | 山林         |
|    | 地 | 積 | 279平方メートル  |

## 物 件 明 細 書

令和 7年10月20日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 伊 藤 祐 加

---

---

1 不動産の表示

【物件番号2, 7, 8】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2, 7, 8】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2, 7, 8】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

隣地(物件7、物件8、地番139番、8番、14番)との境界が不明確である。

【物件番号7】

隣地(物件2、物件8、地番139番)との境界が不明確である。

【物件番号8】

隣地(物件2、物件7)との境界が不明確である。

【物件番号2, 7, 8】

土地改良事業で賦課金の滞納あり。

《 注 意 書 》



- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- |   |   |   |            |
|---|---|---|------------|
| 2 | 所 | 在 | 田原市亀山町稲場   |
|   | 地 | 番 | 138番       |
|   | 地 | 目 | 畑          |
|   | 地 | 積 | 2621平方メートル |
| 7 | 所 | 在 | 田原市亀山町稲場   |
|   | 地 | 番 | 140番1      |
|   | 地 | 目 | 原野         |
|   | 地 | 積 | 231平方メートル  |
| 8 | 所 | 在 | 田原市亀山町稲場   |
|   | 地 | 番 | 141番1      |
|   | 地 | 目 | 山林         |
|   | 地 | 積 | 279平方メートル  |



令和 6 年(令)第 87 号

令和 6 年 12 月 10 日受理

令和 7 年 6 月 30 日提出

# 現 況 調 査 報 告 書

(物件 2, 7, 8)

名古屋地方裁判所 豊橋支部

執行官 岩 尾 正 昭

物 件 目 録

- |   |                  |                  |                                      |
|---|------------------|------------------|--------------------------------------|
| 2 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 田原市亀山町稻場<br>138番<br>畑<br>2621平方メートル  |
| 7 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 田原市亀山町稻場<br>140番1<br>原野<br>231平方メートル |
| 8 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 田原市亀山町稻場<br>141番1<br>山林<br>279平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件 2, 7, 8
現況地目	■農地(休耕地)(物件 2) ■原野(物件 7) ■山林(物件 8)
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり ■現況図(概略)のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者(相続財産管理人) <input type="checkbox"/> その他の者 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が農地(休耕地), 原野, 山林として, それぞれ占有している。 <input type="checkbox"/> 上記の者が農地として占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 物件 7 の北西側に電柱がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 物件 2 の北東側に電柱がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 物件 2 の北側にビニールハウスがある。
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある [ 地方裁判所 支部 平成 年( )第 号 保管開始日 平成 年 月 日
建物 (目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物配置図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (亡B相続財産管理人)	(電話回答要旨) 1 私は、亡Bの相続財産管理人です。私が物件2, 7, 8を管理占有しています。 2 私は、物件2, 7, 8の現況については把握していません。
■ 田原市農業委員会	(令和6年12月11日付け照会に対する回答) 物件2について 1 照会の土地の現況地目 畑 2 農地法3条又は5条の適用対象になるかどうか 3条許可申請又は5条許可申請が必要(いずれの許可も認められる) 3 転用許可(届出)がされている場合は、許可年月日、許可条項、転用目的並びに許可申請書の住所及び氏名 該当なし 4 転用許可がされていないときは、その旨(農地法第4条第1項ただし書のときはその旨) 該当なし 5 転用許可を得ないで土地の現況を農地等以外のものに変更している場合は、現状回復命令が発せられる見込みの有無 該当なし 6 賃借(小作)の有無(台帳登載の有無) 該当なし 7 買受適格証明書の要否 要 8 その他参考となる事項(都市計画法関係、農振法関係等) 市街化調整区域

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

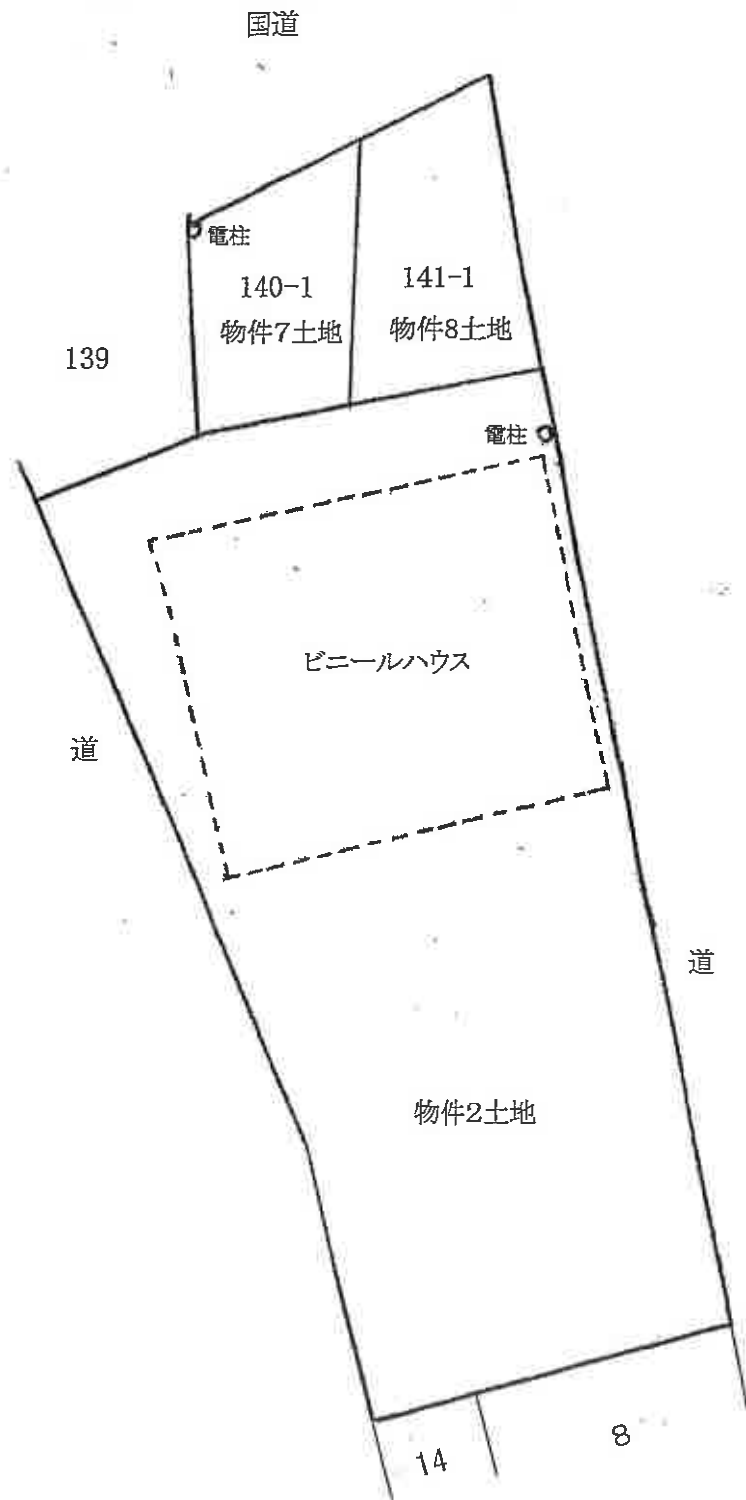
- 1 物件2, 7, 8の占有関係は, 関係人の陳述及び執行官の現況等から2枚目に記載のとおりと認められる。
- 2 物件2, 7, 8は, 一体として, 雑草等が繁茂する農地(休耕地)となっている。物件2, 7, 8は, 北側の一部及び東側が道路に接面している。なお, 公図上, 西側に赤道が存在するが, 目視の範囲内で, 赤道の存在及び形状等を確認することができなかった。物件2, 7, 8の北角, 北東角及び南東角には, いずれも一見して, 境界杭等を認めることができなかった。なお, 北側東角, 南西角及び北西角については, 雑草等が繁茂して立ち入ることができなかったため, 境界杭等を確認することができなかった。物件7と139番の土地との境界, 物件7と物件8との境界, 物件2と物件7との境界, 物件2と物件8との境界, 物件2と139番の土地の境界, 物件2と8番の土地との境界及び物件2と14番の土地との境界は, いずれも不明確である。
- 3 物件7の北西側に温室がある。
- 4 物件2の北東側に電柱がある。
- 5 物件2の北側にビニールハウスがある。
- 6 物件2, 7, 8は, 不整形な形状をしており, 境界も不明確であり, 立ち入ることができない箇所が多いことから, 物件2, 7, 8の面積, 形状等, 正確には, 測量等, 専門家の調査によらなければ確定できないものと思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年12月19日(水) 10:10-10:30	目的物件所在地	物件確認, 写真撮影(屋外), 占有状況調査
7年2月4日(火) 10:20-10:40	目的物件所在地	(立入調査) 写真撮影(屋外), 境界確認等, 評価人同行
<del>年 月 日( )</del>	<del></del>	<del></del>
<del>年 月 日( )</del>	<del></del>	<del></del>
<del>年 月 日( )</del>	<del></del>	<del></del>
<del>年 月 日( )</del>	<del></del>	<del></del>
<del>年 月 日( )</del>	<del></del>	<del></del>
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は, 全戸不在で無施錠であったため, 立会人を立ち会わせ, 本件建物内に立ち入った。  <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 本件建物は全戸不在で施錠されていたので, 解錠技術者により解錠し, 立会人とともに同所に立ち入った。  <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

現況図(概略)





①物件7の状況

物件7



②物件8の状況

物件8



③物件 2 の状況

物件 2



④ビニール  
ハウスの状況

令和6年(ケ)第87号  
令和6年12月12日受理  
令和7年2月4日現地調査  
令和7年2月10日評価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

# 評 価 書

物件2、7～8

評価人 松島 教  
不動産鑑定士

## 第1 評価額

一括価格	
金750,000円	
内訳価格	
物件2 (土地)	金630,000円
物件7 (土地)	金50,000円
物件8 (土地)	金70,000円

- 1 一括価格は、物件2、7～8の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
2	所在地 地地	在番目積 田原市亀山町稲場 138番 畑 2621m <sup>2</sup>	同左
7	所在地 地地	在番目積 田原市亀山町稲場 140番1 原野 231m <sup>2</sup>	同左
8	所在地 地地	在番目積 田原市亀山町稲場 141番1 山林 279m <sup>2</sup>	同左
番号	特記事項		
	なし		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件2、7～8）

位置・交通	豊橋鉄道渥美線「三河田原」駅の西方約2.2km(道路距離) (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	国道沿いに農家住宅、農地等が混在する地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 農振法上の規制 その他の規制	市街化調整区域 — 60% 200% 農業振興地域(農用地区域外) 渥美半島県立自然公園(普通地域) 観光開発計画区域
画地条件	地積：3131㎡ 間口：約24m 奥行：約95m 形状：ほぼ整形	
自然的条件	地勢：平坦地 日照：普通	
接面道路の状況	北西側幅員約13.5m舗装国道 東側有効幅員約3.5m未舗装道路 西側有効幅員約2m未舗装道路  路面との高低差 北西側、東側：等高 西側：路面よりも約1.5m低い	
土地の利用状況等	現況調査報告書の記載のとおり	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑草が繁茂する耕作放棄地である。</li> <li>・ビニールハウスの損傷が著しい。</li> <li>・隣地との境界が不明確である。</li> <li>・物件2、7～8は豊川総合用水土地改良区の受益地である。 令和6年度賦課金：11,880円 賦課金の未納額：59,208円 ※平成31年度の一部、令和2年度～令和6年度の全額</li> <li>・物件2、7～8は田原市土地改良区の受益地である。 令和6年度賦課金：13,306円(土地) 賦課金の未納額：32,072円 ※令和4年度(ハウス)、令和5年度～令和6年度(土地)</li> <li>・物件2について買受適格証明を要す。</li> <li>・物件7～8は農地台帳に記載されていない。</li> <li>・小作人台帳記載の小作人はない。</li> <li>・埋蔵文化財包蔵地の指定はない。</li> </ul>	

## 第5 評価額算出の過程

目的土地の基礎となる価格を求め、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地 価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	占有 減価 修正	基礎となる 価格 (円) ア×イ×ウ ×エ=オ	市場 性 修正	競売 市場 修正	評価額 (円)  オ×カ×キ
	ア	イ	ウ	エ		カ	キ	
2	900	0.64	2621	1.00	1,510,000	0.60	0.70	630,000
7	900	0.64	231	1.00	130,000	0.60	0.70	50,000
8	900	0.64	279	1.00	160,000	0.60	0.70	70,000
一括価格 (合計)								750,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。

- ア 標準画地価格：本件土地は農地であり、規準すべき地価公示地等が存在しないため、取引事例、評価先例等を参考に地域分析等を行って査定した。
- イ 個別格差：道路幅員1.05×三方路地1.01×耕作放棄地0.60=0.64
- ウ 地積：登記数量による。
- エ 占有減価修正：必要なし
- カ 市場性修正：農地市場の閉鎖性、近年の農地需要の減退傾向等を考慮して査定した。
- キ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 現況図(概略)
- 5 現況写真

以 上

位置図



129-1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	田原市亀山町稲場			地番	138番		
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月3日  
名古屋法務局豊橋支局  
登記官

請求番号：4-3  
(1/1)



公用

登記年月日：平成4年11月12日

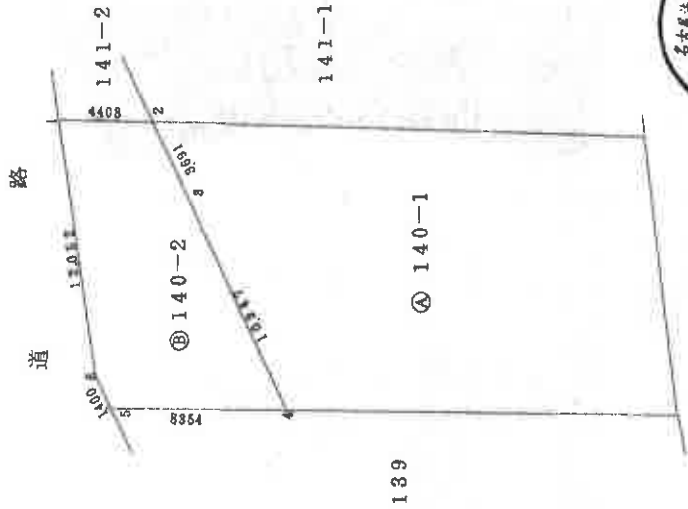
8180061

地積測量図

地番 140-1-140-2

土地の所在 千葉県鎌倉市大字亀山字稻場

平成17年10月1日行政区画を田原市亀山町と変更



④ 140-2 面積計算

測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	辺長	X <sub>n</sub> (X <sub>n+1</sub> -Y <sub>n</sub> )
1	689.893	1030.803	4.403	7995.859870
2	585.509	1030.389	3.691	-2624.813961
3	684.107	1026.974	10.947	-9263.492887
4	679.946	1016.848	8.845	-6436.368836
5	688.275	1017.508	1.400	1342.824525
6	688.818	1018.799	12.052	9157.835810
倍面積				171.844021
面積				85.9220105
地積				85m <sup>2</sup>

④ 140-1 面積計算

分筆前 317-85.9220105 = 231.0779895 m<sup>2</sup>

138

4~5 木杭



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年2月3日 名古屋法務局豊橋支局

登記官

公用

平成4年10月17日 製作

申請人

作製者

縮尺 1/250

登記年月日：平成4年11月12日

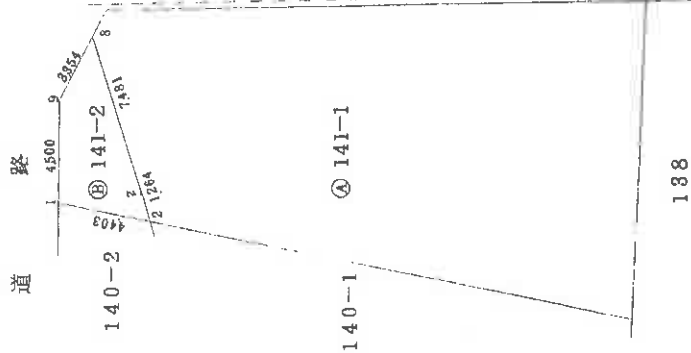
8180062

前 141 (後) 141-1, 141-2

地 番 141-1・141-2 地 積 測 量 図

土地の所在 滋賀県彦根市大字倉山字稻湯

平成17年10月1日行政区域を仁原市倉山町と変更



算 計 積 面

測 点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	辺 長	X <sub>n</sub> (Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub> )
1	689.898	1030.803	4.403	-3377.716128
2	685.509	1030.389	1.264	516.873786
7	685.990	1031.557	7.481	5489.977970
8	689.030	1038.392	3.354	2568.703840
9	690.294	1035.285	4.500	-5238.641166
				倍面積 40801698
				面積 20400849
				地積 20m <sup>2</sup>

④ 141-1 面積計算

分筆前 ③  
 $300 - 20400849 = 279599151$   
 m<sup>2</sup>

188

8・9 木杭



縮小 1/250

申請人

平成4年10月17日 (作製)

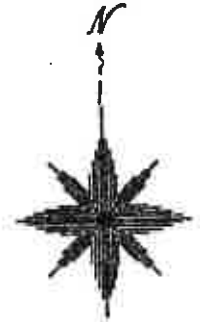
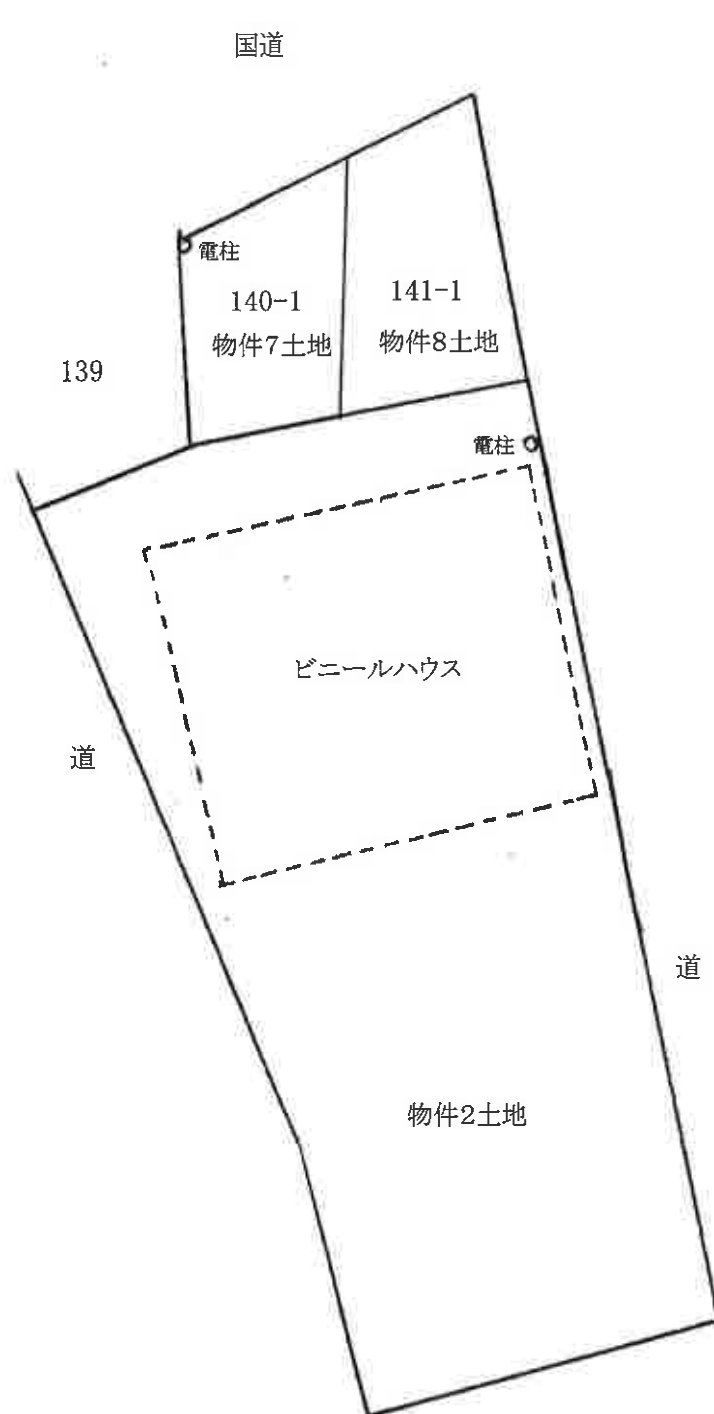
作製者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。 令和7年2月3日 名古屋法務局豊橋支局

登記官

公 司

現況図(概略)



物件 2 土地



物件 8 土地

物件 7 土地

写真撮影 (1)



物件 2 土地

写真撮影 (2)